

## 被爆 75 年へ:核兵器廃絶のための国会議論に期待します

2019年12月

私たち「核兵器廃絶日本 NGO 連絡会」は、核兵器廃絶に向けて日本国内で活動している NGO と市民の連絡組織です。2010 年の発足以来、核兵器廃絶のための諸課題に取り組んでまいりました。

このたび私たちは、国会議員のみならずと共に、唯一の戦争被爆国である日本が「核兵器のない世界」をめざして取るべき政策課題について意見交換を行いたいと考えています。



2017年3月、核兵器禁止条約交渉会議で発言する藤森俊希日本被団協事務局次長

### <要旨>

- 今日世界には 1 万 3000 発余りの核兵器が存在し、核使用のリスクは現実のものです。
- 被爆 75 年となる 2020 年は、核不拡散条約(NPT)発効 50 周年でもあります。核保有国は NPT 上の核軍縮義務を十分に果たしておらず、NPT 体制は行き詰まりをみせています。
- 停滞を打破するため、2017 年に核兵器禁止条約が国連で作られました。しかし核保有国や、日本を含む核傘下国は、この条約に反対しています。
- その理由として、安全保障のために核抑止力が必要であるという主張があります。しかし核抑止は高いリスクを伴う政策であり、批判的な検証が必要です。
- 日本は唯一の戦争被爆国です。ぜひ国会で、核抑止に依存した政策から脱却し核兵器禁止条約に署名・批准するための道筋について、議論してください。

### 核兵器廃絶日本 NGO 連絡会

#### ★共同世話人

大久保賢一（日本反核法律家協会事務局長）  
川崎哲（ピースボート共同代表/ICAN 国際運営委員）  
田中熙巳（日本原水爆被害者団体協議会代表委員）  
朝長万左男（核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員長）  
森瀧春子（核兵器廃絶をめざすヒロシマの会共同代表）

#### ★ウェブサイト

<https://nuclearabolitionjpn.wordpress.com/>

#### ★メール

[nuclear.abolition.japan@gmail.com](mailto:nuclear.abolition.japan@gmail.com)

#### ★電話

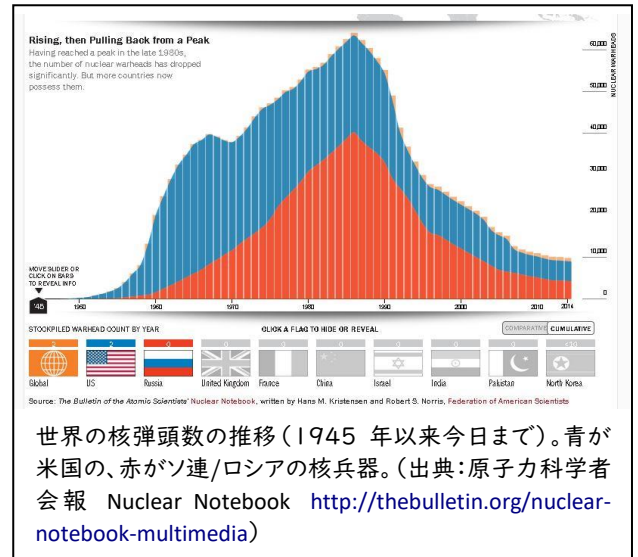
03-3363-7561（ピースボート事務局 渡辺里香）

## 1. 依然として減っていない核兵器の脅威

2020 年は広島・長崎に原子爆弾が投下されてから 75 年を迎えます。たった 2 発の原爆が甚大な被害と今日まで続く被爆者の「苦しみ」を生み出しました。

現在地球上には約 1 万 3000 発余りの核兵器があるとされています。確かに冷戦期から比べれば「数」は大幅に削減されています。しかし、それにより核兵器の「脅威」は低減していません。

米ロは新型核兵器開発の姿勢を示していますし、中印パキスタンはその核兵器を増強しています。北朝鮮も核兵器能力を強化しつつあります。英仏イスラエルを含め核保有 9 カ国においては、核兵器の役割と警戒態勢は低減されていません。誤発射や核事故のリスクが少ないことは、歴史的実事が示しています。核テロの危険性は依然存在しますし、中東では新規の核保有国の出現も危ぶまれています。



## 2. みな「核兵器のない世界」をめざしている

「核兵器のない世界」はオバマ前米大統領だけの政策ではありません。米ロ英仏中が加盟する核不拡散条約（NPT）は、核不拡散（5 大国以外に核保有国を作らない）と共に、「すべての核兵器の廃棄」を目指しており（前文）、そのためにすべての加盟国に誠実に核軍縮交渉を行うことを義務付けています（第 6 条）。

NPT に加盟していない印パ、イスラエル、北朝鮮も少なくとも政治的コミットメントとしては、非核化ないし核兵器のない世界を目指すとしています。

## 3. 行き詰まりを迎えつつある核不拡散体制

NPT は、国際の平和と安全を保障する国際秩序の「要石」とされてきました。きたる 2020 年に NPT は発効 50 年を迎えます。しかし今日、この NPT を中心とする核軍縮レジームは、崩壊の瀬戸際にあります。

NPT 第 6 条の義務に基づき成立した米ロの中距離核戦力（INF）全廃条約は、2019 年 8 月に失効しました。最大の核保有国たる米ロ間で有効な核軍縮条約は、現時点では、2011 年の戦略兵器削減条約（新 START）しかありません。しかも、その有効期限（2021 年まで）後の扱いに関する米ロ交渉は依然不透明です。

NPT 無期限延長（1995 年）の際になされた約束の多くが、守られていません。包括的核実験禁止条約（CTBT）は、成立から 20 年以上を経た今日も未発効のままですし、中東の非大量破壊兵器地帯設置の約束も実現が見通せていません。核兵器物質生産停止に関する条約（いわゆるカットオフ条約）交渉もジュネーブ軍縮会議で停滞したままです。

このような状況で開催される 2020 年 4～5 月の NPT 再検討会議<sup>ii</sup>は、次の 5 年間にむけた核軍縮の具体的措置につき合意する重要な場ですが、そこでの合意成立が危ぶまれています。仮に、具体的成果が得られなければ、前回（2015 年）に続き 2 回連続で再検討会議が失敗することになり（これは NPT 史上初）、NPT を要とする核軍縮・不拡散体制の信頼性が大きく損なわれることとなります。

## 4. 問題解決の新しいプランが存在する：核兵器禁止条約の成立

このような核軍縮の停滞を打開するために、非核兵器国と市民社会が協働して、2017 年に核兵器禁止条約を成立させました。核兵器の開発・生産から始まり、保有さらには、使用や使用すると威嚇を禁止し、これら禁止行為への援助・奨励・勧誘をも禁止しています。また、核保有国が加入した場合には、国際的な検証下での廃棄義務を課しています<sup>iii</sup>。仮に核保有 9 カ国がこの条約に加入しそれを遵守すれば、理論上は、核兵器のない世界が実現することになります。

国連でのこの条約の採択には 122 カ国が賛成し、現在署名国 80、批准国 34 で、あと 16 カ国の批准で発効します（2019 年 12 月 1 日現在）。この禁止条約は NPT 第 6 条の核軍縮交渉義務の具体化にあたる「効果的措置」であり、核兵器禁止条約は NPT を補完・強化するものです。

## 5. 核保有国や核傘下国は核兵器禁止条約に反対している

この核兵器禁止条約に対して、米口を始めとする核保有国や北大西洋条約機構(NATO)など「核の傘」の下にある国は、強く反対しています。核兵器禁止条約には核保有国が加わらないから実効性がない、安全保障の問題を考慮していない、核保有国と非保有国の対立を深めるなどといった批判をしています。なかには、NPT体制を壊すといった批判まであります。

しかし、既にみたように、核保有国がその約束にもかかわらず核軍縮を十分に行ってこなかったことは明らかです。仮に核兵器禁止条約を批判するのなら、核保有国はかわりにどのような核軍縮措置を行うのかが問われなければなりません。また、安全保障の観点から核兵器禁止条約には賛成できないという主張も、批判的に検証する必要があります。

## 6. 核抑止政策は万全なのでしょうか？

核保有国は、核抑止こそが国家の安全保障の柱であるとして、これを重視しています。しかし、核抑止政策は本当に実効性がある安全保障政策なのでしょうか？

核保有国も非核保有国から武力攻撃を受けることがあります(フォークランド紛争の英国や中東紛争でのイスラエル)、また核保有国が非核保有国との戦争で常に勝利しているわけでもありません(ベトナムでの米国、アフガンでのソ連)。さらには今日、自爆も恐れない「テロリスト」を核が抑止できるでしょうか。

核抑止が破綻すれば、核兵器が使用され、その帰結としての甚大な人間の「苦しみ」を産みだします。仮に、その破綻の可能性が低いとしても、生じる結果の重大性からみて、核抑止政策のみに依存することは極めて危険な賭けです。

日本政府が立ち上げた核軍縮「賢人会議」の提言は、核抑止は「長期的かつグローバルな安全保障の基礎としては危険なもの」<sup>iv</sup>と明言しています。その通りといえます。では核抑止は短期的なら安全といえるのでしょうか？

## 7. 今こそ、核抑止依存から脱却し「核兵器のない世界」にむけた議論を

核兵器禁止条約への署名・批准を求める市民社会の声は、広範に広がっています(例えば、ヒバクシャ国際署名は1000万筆を超え、平和首長会議による署名も290万筆を超えています)。これだけでなく、核兵器禁止条約への参加について、各国の議会で真摯な検討が進められています(例えば、イギリス、スウェーデン、ノルウェー、スイスなど)。先に訪日したローマ教皇は「核兵器の使用も保有も倫理に反する」と明言し、核兵器禁止条約を含む国際法にのっとった行動を呼びかけました<sup>vi</sup>。

日本では、核軍縮「賢人会議」の「議長レポート」が、核兵器を廃絶するために直視されなければならない「困難な問題」を特定・検討し、対話することを呼びかけています<sup>vii</sup>。日本政府もまた、2019年国連総会第一委員会に提出した決議案でも核軍縮を前進させるための「未来志向型の対話」を呼びかけています<sup>viii</sup>。

国会ではこれに先立ち、参議院「国際経済・外交に関する調査会」が「核兵器禁止条約については、我が国の核廃絶に向けたアプローチとは異なるほか、米国の抑止力を損なうなどの懸念が指摘される一方で、同条約が非人道性から核兵器を違法とする規範を確立する意義や、日本、韓国、北朝鮮が同時に加入すれば、東アジア地域が事実上の非核兵器地帯になるといった見方があることを念頭に、その意義や影響などについて検討するための委員会の設置の検討も含め、国会等において議論を深めていくべきである」と提言しています<sup>ix</sup>。

唯一の戦争被爆国たる日本の立法府においても、核兵器のない世界におけた真摯で具体的な議論がなされるべきです。



2018年1月、国会議員会館で行われた核兵器禁止条約をめぐる討論会。ベアトリス・フィン ICAN 事務局長を迎えて。

## 8. 具体的な政策課題

以上の諸点を踏まえ、私たちは以下のような具体的な政策課題につき、意見交換を行いたいと考えます。

- 1) 日本が核兵器禁止条約に署名・批准するための条件について国会で調査を行うべきではないか  
例えば、署名・批准に際して課題となる、核兵器使用と国際人道法との関係、日米安保条約(体制)との関係、朝鮮半島非核化に向けた取り組みとの関係、などといった主要な問題について国会は調査・討論を深めるべきだと考えます。
- 2) 日本は、同条約に直ちに署名・批准しなかったとしても、条約発効後の締約国会議にはオブザーバーとして参加し、もって対話促進に努めるべきではないか  
核兵器禁止条約発効から 1 年以内に締約国会議が開催されることとなります(同条約 8 条 2 項)。この会議には非締約国であってもオブザーバーとして参加することが招請されます(同 5 項)。日本はオブザーバーとしてこれに参加し、例えば、被害者救済や環境回復など条約で規定される措置につき、自発的に履行することを含めて、締約国と協力し、対話を進める姿勢を示すべきだと考えます。
- 3) 日本が依存している米国による核抑止力に関して、今日の国際的な文脈から、批判的に再検討すべきではないか  
核抑止政策が本当に日本国民の生命や生活を守るための信頼の置ける政策であるか否かにつき、核抑止力の信頼性、核抑止力に依存することに伴うリスク、核抑止力への依存を低めることの可能性、核の役割の限定や代替的な安全保障政策などの点から、再度検証することが必要だと考えます。
- 4) 朝鮮半島の非核化を達成し維持するための法的・政治的枠組みはどうあるべきか  
すでに、北東アジア非核兵器地帯条約の可能性について専門家による提案がなされています<sup>x</sup>。また、核廃棄の検証制度の構築は不可欠の課題です。これらの点についても冷静で真摯な検討が求められています。
- 5) 被爆者が高齢化する中、若い世代に核兵器の非人道性を継承するために、軍縮教育や市民社会の活動の活性化を含め、国としてどのような施策をとるべきか  
これまで軍縮教育は、日本政府においても取り組みがなされ、また国連においても呼びかけられていますが、今日、一層の取り組みが必要だと考えます。
- 6) 2020 年 4 月 27 日に始まる NPT 再検討会議に先立ち、国会において、委員会または調査会の形で、同会議に向けた日本の核軍縮政策について包括的に議論する会合(上記のような論点を含む)を設けるべきではないか

現在、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会は、上記の諸点につき、国会議員のみならずと率直かつ真摯に意見交換を行う場を設けることを検討しています。改めてご案内を差し上げた際には、みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

<sup>i</sup> 長崎大学核兵器廃絶研究センターによると、13,880 発とされる(2019 年 6 月 1 日現在)。 <http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/>

<sup>ii</sup> 過去の NPT 再検討会議における公式文書は、国連軍縮室のウェブサイト内の以下のページから閲覧することができる。

<https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/npt-review-conferences/>

<sup>iii</sup> 核兵器禁止条約については、国連軍縮室ウェブサイト内の以下のページを参照。 <https://www.un.org/disarmament/wmd/nuclear/tpnw/> 日本語訳は、日本外務省のウェブサイト：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000433139.pdf>

<sup>iv</sup> 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議「効果的な核軍縮への橋渡し -2020 年 NPT 運用検討会議のための提言-」(2018 年 3 月)パラ 25。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000358857.pdf>

<sup>v</sup> ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名 <https://hibakusha-appeal.net/>

<sup>vi</sup> ローマ教皇の長崎でのスピーチ：<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19818/> 広島でのスピーチ：

<https://www.cbcj.catholic.jp/2019/11/24/19823/> (2019 年 11 月 24 日)

<sup>vii</sup> 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議「議長レポート」(2019 年 10 月)パラ 23~91。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000530834.pdf>

<sup>viii</sup> 国連文書、A/C.1/74/L.47。この決議案は、2019 年 11 月 2 日の国連総会第 1 委員会において賛成 148、反対 4 (北朝鮮、中国、ロシア、シリア)、棄権 26 で採択された。

<sup>ix</sup> 参議院国際経済・外交に関する調査会「国際経済・外交に関する調査報告」(2019 年 5 月)85 頁。

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai11ki/kokusai2019.pdf>

<sup>x</sup> 例えば、長崎大学核兵器廃絶研究センターと韓国の世宗研究所の協力で「朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」という政策提言書が発表されている(2019 年 9 月 18 日)。<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/topics/23115>